

# 水戸市の実地指導の考え方等について

令和2年2月28日

水戸市保健福祉部介護保険課指導係

# 実地指導の目的について

## 【実地指導】

事業所における法令に基づく設備，人員，運営の実施状況の確認・育成

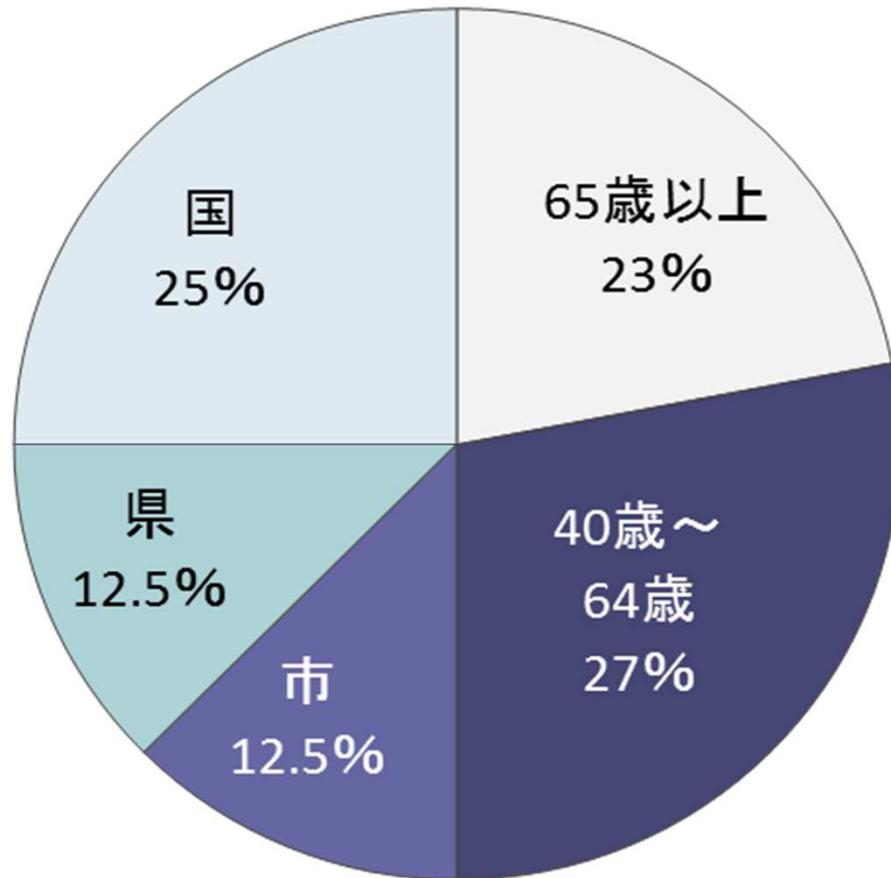


利用者の適切なサービス利用



利用者の自立した生活

# 介護保険給付の財源構成(イメージ)



介護保険給付の半分は、税金。  
半分は、保険料。いずれも公金。



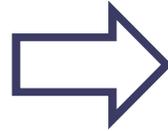
公金の使途にはチェックが必要。



実地指導

# 保険者が実施する指導の流れ(イメージ)

実地指導



改善指導

(給付費の自主的な返還が生じる場合あり)

以下の項目に該当した場合は監査へ変更する

- ・著しい運営基準違反が確認されるとき
- ・保険給付の請求の内容が著しく不正であるとき
- ・関係書類の提出若しくは提示をせず、又は質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき

監査

# 保険者が実施する指導の流れ(イメージ)

監査



- ・著しい運営基準違反が確認されるとき
- ・保険給付の請求の内容が著しく不正であるとき

改善勧告



- ・基準を遵守する勧告に従わなかったとき

公表



- ・事業者名, 勧告に至った経緯, 勧告に対する対応等を公表
- ・勧告に対する措置を取らなかったとき

改善命令



返還命令

給付費の返還金を請求  
(加算が生じる場合あり)

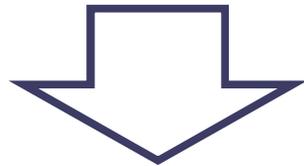


- ・命令に従わなかったとき

指定の取消等

## 水戸市から事業者へのメッセージ

利用者の自立した生活の実現  
のために…



事業者・行政がともにつくる、  
利用者のための適切なサービス

# 水戸市の組織改編について①

～令和2年3月31日

茨城県  
長寿福祉推進課

茨城県  
福祉指導課

茨城県  
水戸保健所

指定等

監査

実地指導

実地指導

令和2年4月1日～

水戸市  
介護保険課

水戸市  
福祉指導課  
※新設

## 水戸市の組織改編について②

### 主な業務

#### 水戸市 介護保険課

- 居宅サービス事業者の指定・取消等
- 介護保険施設の指定(許可)・取消等
- 加算・人員等の変更届

#### 水戸市 福祉指導課 ※新設

- 居宅サービス事業者の指導・監査
- 介護保険施設の指導・監査  
※ 地域密着型サービス事業所, 居宅介護支援事業所の指導・監査を含む。

## 事業所指定(許可)に係る手数料について

新規指定(許可)手数料 1事業所につき30,000円

指定(許可)更新手数料 1事業所につき15,000円

※ 居宅サービス事業者, 介護保険施設とも上記の額となります。

(みなし指定除く。)

※ 令和2年4月1日以降申請分から納付いただきます。

※ 介護サービスと介護予防サービス等を同一事業所で実施する際は,  
当該申請に係る事業所の数は1とします。

## 告知(その1)

# 認定調査員 大募集

## 告知(その2)

チャンネル登録をお願いします。